

一般社団法人まなびのみなと定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まなびのみなとと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県豊田郡大崎上島町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもたちと若者たちを取り巻く教育環境の改善及び充実、社会教育活動の振興をはかり、地域社会の発展に寄与することを目的とする。さらに、学校教育にとどまらず社会教育との総合的な発展に資するため、子どもたち、若者たち、地域住民たちとの交流を促進して、地域社会や日本社会に貢献することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地域協働による子どもや若者のキャリア教育、育成あるいは、生涯学習推進事業
2. 子どもや若者、地域の人や域外の人、学校や行政等といった様々な個人若しくは組織等の連携促進・交流促進事業
3. 学校教育あるいは社会教育の創造・融合・発展事業
4. 教育プログラムの開発・導入・運用・研修・コーディネート等や教育コンサル、その他教育支援事業
5. 地域おこし協力隊員や集落支援員等の自立支援及び契約期間満了後の雇用事業
6. 教育環境整備、課題解決学習支援、情報発信支援等の事業
7. コミュニティモデルとしてのコワーキングスペース、カフェ、イベント企画の経営事業
8. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、理事会において別に定める預かり会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会

員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

第3章 総会

(開催)

第11条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

(決議の方法)

第13条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(解任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第24条 第3項 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第4章 役員

(役員)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 基 金

(基金の拠出等)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剩余金の不分配)

第37条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年4月30日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 取釜宏行、牧内和隆、笠井礼志、船口弘希、平岡幸人、高見潤、伊達綾子

設立時代表理事 取釜宏行、牧内和隆

設立時監事 円光歩

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 広島県豊田郡大崎上島町沖浦776番地

設立時社員 取釜宏行

住 所 広島県豊田郡大崎上島町中野3914番地1

設立時社員 牧内和隆

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和4年6月30日

これは当法人の定款と相違ありません。

一般社団法人まなびのみなと

代表理事 取釜 宏行



代表理事 牧内 和隆

